

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 2
- 出納員の事務の委任【会計室】 7

◇ 公 告

- 特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 8

北九州市告示第 5 1 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	平成 2 8 年 1 月 1 9 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
J R 門司港駅周辺地区	2 台	平成 2 8 年	

自転車放置禁止区域		1月5日	
門司区自転車放置禁止区域外	2台	平成28年 1月4日	
	1台	平成28年 1月15日	
	4台	平成28年 1月27日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	29台	平成28年 1月12日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	42台	平成28年 1月16日	
	10台	平成28年 1月20日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	11台	平成28年 1月7日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	2台	平成28年 1月4日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	6台	平成28年 1月12日	
	1台	平成28年 1月15日	
	1台	平成28年 1月19日	

	3台	平成28年 1月21日	
	5台	平成28年 1月27日	
	1台	平成28年 1月28日	
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	2台	平成28年 1月19日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	11台	平成28年 1月13日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	4台	平成28年 1月4日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	平成28年 1月19日	
	4台	平成28年 1月21日	
	3台	平成28年 1月26日	
J R 若松駅周辺地区 自転車放置禁止区域	2台	平成28年 1月6日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
	2台	平成28年 1月26日	
若松渡船場周辺地区	1台	平成28年	

自転車放置禁止区域		1月6日	
若松区自転車放置禁止区域外	4台	平成28年 1月6日	
	2台	平成28年 1月8日	
	1台	平成28年 1月27日	
	1台	平成28年 1月29日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成28年 1月18日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	平成28年 1月14日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成28年 1月21日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	11台	平成28年 1月14日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成28年 1月27日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	15台	平成28年 1月8日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	27台	平成28年 1月10日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所

J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 0 台	平成 2 8 年 1 月 2 6 日
--------------------------	-------	-----------------------

北九州市告示第 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる箇所に設置された出納員をして同表の中欄に掲げる箇所に設置された分任出納員にそれぞれ任命された日をもって同表の右欄に掲げる事務を委任させた。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課	施設管理係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱うスポーツ施設における雑入の収納
-----------------------	-------	--------------------------------------

北九州市公告第158号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を北九州市市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成28年2月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成28年2月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州出会いサポートセンター

(2) 代表者の氏名

田嶋 啓

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区浅野二丁目14番2-801号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、20歳以上の結婚を希望し、結婚をするために自ら努力をされる健全な独身者に対して、出会いと交際支援に関する事業を行い、北九州市における人口増加に寄与することを目的とする。